

企業利益の測定について

石河 英夫

1

利益の測定は会計原則を樹立するにあたって最も大きな影響力をもち、これが会計学の根本的な思考に本源的な関連をもつことは最近明らかになってきている。利益は企業経営の主要目標であり、その測定は会計学の中核的な機能を果す。Irving Fisher も曾つて利益概念こそ経済科学における最大の基本的概念であると述べた程である。しかし、利益概念を完全にしかも何人にも満足せしめ得るよう規定することは不可能である。

アメリカの AIA の企業利益研究グループの報告書は、企業利益概念の性格について次の如く述べている。

「利益というものは単に定義によつてのみ存在するという事実、また一般的に利益という言葉は本質的に異なつた意味合いに用いられているという事実、また或特定期間の『利益』はそれを決定するところの目的若しくは実体によつて当然変化するものであるという事実、そういう事実がこの言葉を用いる場合、その使用の目的とか観点等についてその条件または説明を明白に附することを好ましくするのである。」(Report of Study Group on Business Income: Changing Concepts of Business Income, p.15—16)

会計士は時に株主或は租税の目的のために異つた利益を測定し、またこれら二つの目的のために異つた記録を保持するといわれている。かかる実務は真実に非ざる意図の証左と推測する者もあるが、しかしこのことは或場合にあつては利益は異つた目的のために異つた定義を与えうるものであるという意味で、より一層の真実性が存するのである。目標が異つている場合、それに適つた(異つた)処理が真実なものとして経験的に与えられることがある。会計は目的に

対する手段であり、またその指向目的達成にふさわしい方法で行われなければならない。この事実はいかなる時にも認識されているわけではないが、会計上の多くの相違の根底に横たわっているのである。

2

測定の結果としての利益が実現された利益であるという前提は、会計学上非常に大きな意味がある。それは取引上の経験の結果として企業財産となる利益である。未実現利益に対して会計上測定された利益は、成就された企業体験に基づく事業活動利益である。産出された製品または用役は、一般には本来記帖される以前に処分されていなければならない。製品または用役の生産のためにとられた何らかの手段は、将来利益を獲得するという点で企業をより良き状態に置くものと認められるが、しかし、企業は継続的な性質を前提としているから、生産の段階では利益が生じたものとは認められない。それ故、発生した費用は別として、販売行為と異つて生産行為は市場価値の騰貴と同視しているのである。いずれの状態も、販売取引が一定の形をとるまではそれが記入を妥当なものとしないのである。一般に利益測定のこの方法を発生主義と称しているが、発生という前提を文字通り厳格に適用すれば、生産段階で収益が認識されることとなり、この名称は誤つていることになる。

収益認識の基準として、実現の標識を認めているのは、企業の経験による冒険 (venture) の概念に根拠を置いている。また企業単位は所有者をして分配可能な利益 (bread and wine) の獲得に役立たしめる目的で組織されているとみても差支えないであろう。この利益は冒険生産物 (venture product) の処分のときに受けとつた費用の超過額から獲得され得るのである。冒険取引の決了と共に、獲得された増大価値を分配可能なものとみるのである。それ故、実現利益は分配可能な利益とし、またそれは生計のための財源でもある。決了しない冒険事業の過程では、ただ未実現利益に寄与するに過ぎない。すなわち、生計の資としてそれが得られるということについては、将来において確実であるというに過ぎなく、また潜在的な利益が十分に処分可能なものとなるまでは、冒険事業の取引循環の決了を待つことである。厳密にいえば、斯る生計費的な

観点に立脚する利益概念には、現金回収という意味が含まれている。というのは冒険取引が完全に終了されず、またその利益は現金として回収されるまでは結局、分配可能なものではないからである。それで、販売取引をもつて利益を認識することは、利益の分配可能性という概念とは完全に一致しない。しかし、利益の認識を経済上の発生 (accrual) に一步近づけてみるべきである。普通回収の遅延は甚だしいものではなく、また取引活動の一年後には相当程度まで償われるであろう。売掛金回収の失敗によつて惹き起された齟齬は、貸倒勘定に対する引当金の設定によつて合理的に仕未される。しかし、現実の状態において、利益の分配可能な面での開きは重大なものとはならないようである。それにもかかわらず、利益の認識基準として販売を認めるのは、現金収入に対して取立てられるべき法律上の請求権を以つて代え、利益の分配可能性の概念と妥協するのである。これが利益測定の過程に或程度の合理的処置が適用される場合の一例とみられる。

分配可能な利益概念は、課税利益概念の中に相当程度含まれている。遂行された取引は、租税支払のための手段を与えなければならない。交換の如き取引は、利益が存在しなければ課税利益に貢献したものとみられない。租税は分配可能を実現という事実の生ずるまで繰延べられる。同じ理由で割賦販売、資本の自然増価、逆の場合として使用料の前受、予約申込等の収入に適用される。課税利益の決定に分配可能理論の適用は何らかの不均等を来たす場合もあるが、一般的にいつてこれは健全で且つ實際的でもある。会計的に測定された実現利益が、分配可能利益に近い概算でなかつたならば、租税を基礎とした分配可能利益の有用性は重大な困難を含んでいることとなるであろう。

3

実現利益の測定において、原価の大部分のものは通常期間費用ではあるが、原価は収益に対応しているものと考えられている。何らかの合理的処置を行うということは、費用と収益の対応過程に相当影響を及ぼし、したがつてまた分配可能な利益として決定される額も変更されることとなる。現在のような繁忙な事情の下にあつては、このことが費用収益の測定過程により一層重要な役割を

果している。原価は一般に財貨若しくは用役に対して支払われた価格であるといわれており、これが用語として共通した理解をもたれている。しかし、会計士は原価を選択的な意味に解し、会計の合理的処置を施すにあたって利用している。これは恰も減価償却を取替原価に關聯せしめるか、或は耐用命数法(life-type method)が償却費の記録の目的のためになされるのか、現在、論者によつて主張が別かれているのと同じように、標準原価、直接原価計算、基礎在高法の利用や棚卸資産評価の場合、費用の流れに立つ論拠の適用もその例である。これらに対する妥当性は次のいずれかに求められる。まず経営の管理機能に役立たしめようとするのか、或は経済的変動の結果が、会計の根底にある基本的諸前提と余りにも懸け離れたため、それに対し補正を行うという点にある。以上によつて利益の分配可能性という概念が変更を加えられることとなる。会計士は最近において、容易に理解し得る用語を会計上の書類に用うようになつてきている。しかし、会計士が発生原価 (incurred cost) という用語を獲得項目に支払われた価格以外の意味に用いる限り、会計上の利益の意義は一般的に殆ど理解されないものとなるであろう。

標準原価にあつては、不能率による差異或は時に正常能率を超えた差異を切り離し、またこれらの差額を期間費用乃至収益として処理することによつて経営に役立たしめる。棚卸資産の標準原価は真実な原価であると主張する者もいる。不能率原価は、発生した期間の収益に対応せしめられる原価である。換言すれば、不能率原価は売上原価の構成項目ではない。

直接原価計算の場合には、固定費は売上原価ではなく期間原価であると主張されている。斯る手続は利益の変化を生産上の変化より分離せしめて、経営の決定に役立たしめようすることにある。実務上でも費用財 (cost goods) の価値の増減を賣らす経済的変動から隔離して、尠くとも棚卸資産に関する限り、製造原価を原価の不変な活動として把握しようとしているのである。しかも、建物、設備の固定項目は可変項目と共に生産目的のために必要であり、また固定化され項目の重要部分について、会計上の処理に選択適用があるにもかかわらず斯る手続がとられているのである。

直接原価計算や標準原価が利用される場合、期首と期末の棚卸高に賣らされ

る結果の差異の範囲内でのみ利益の測定は修正をうけるのであるが、斯る変更は費用の賦課をそれによつて得た効果から分離し、同時に実現利益の正確な測定ではなく、他の目的によるところの会計手続の合理化によつて支持されている。

4

原価の流れの論拠は、利益の測定を特に変更せしめようとするにある。AIAの会計手続委員会の「研究公報」（American Institute of Accountants: Accounting Research Bulletin, No.29）には次の如く述べている。「棚卸資産のための原価は、例えば先入先出法、平均法、後入先出法の如き原価要素の流れについての若干の前提のいずれか一つによつて決定されてよい。一つの方法を選択するにあつて、企業は事情に応じて最も明瞭に期間的利益を反映する方法によるべきである」。しかし、利益とは一体何か。また最も明瞭に利益を反映する方法を決定するための標識（criteria）は何かということが問題となる。

実際の経験上、財貨は原価で獲得され時価で処分される。経験からの冒険或は取引上の見地に立てば、この両者の金額の差は、他の諸費用を論外とすれば、利益である。それは財を物理的な流れとして認識し、財の原価はその流れの過程を通じて財と結合しているとみるのである。その記入にあつて、先入先出法、平均法、後入先出法が利用せられるのは、財の流れに接近せしめる便宜的な方法として考え出されたものである。これによつて得られた近似値は、財が処分される状態に最も密接に結びついている分配可能利益の測定に寄与するところがある。

しかし、「研究公報」では次の如く述べている。「売上収益に対応せしめる原価は、売却された特定項目の口別原価（identified cost）でない場合がある。殊に同一の財が購入の時期、価格を異にしている場合にみられる。……異つた口別に購入された材料が同質で互換性があるなら、異つた口の同質の原価の使用によつた場合の財務諸表は最も有益なものとはいえないであろう」。「研究公報」は更に述べている。「この事実は期間利益の測定に対して実践的基礎

を与えるため、原価要素の流れについての若干の仮定の発展であり、またこれが一般に認められる結果となつたのである。これらの方法は異つた経済条件の下で原価と販売価格との間に存在する変化を認めているのである。斯くして、販売価格が再生原価の変化によつて急激な影響を蒙つた場合、原価要素の後入先出による流れの仮定は、一層適切なものとなるといつてよい。このような原価と売価との関係が存しない場合は、先入先出法若しくは平均法が、より適当なものとして利用される」。これは会計処理の合理化の美事な一面である。結局問題は次の如くに要約され得る。現在認められている会計の基本的仮定に基づいて、利益が口別の原価と販売価格との対応としてではなく、経過に従つて如何にすればより一層正確に測定し得るのか。また販売価格が再生原価の変化によつて急激な影響を蒙る場合、何が故に後入先出法の利用がより正確な利益測定に寄与するのか。現実の経験よりも一層正確ならしめる方法がほかにあるのか。

原価の流れの理論の目的からすれば、棚卸資産は代替性或は互換性の項目から構成されているとの仮定に立つている。購入された財はプール (pool) で購入され、そのプールから販売される。それ故、特定の購入原価はプール原価 (pool cost) で、特定の販売原価ではない。更に、収益に対応する原価が、販売価格の決定に影響する再生乃至取替原価に最も近いとき、利益の測定が最善のものと推定される。勿論、このことは経済的思考の点において議論のあるところであるが、その中にあつて原価と変化した販売価格との間の差額は、貨幣価値に変化がないとすれば、市場価格の変化によるものであるから利得乃至損失 (gain or loss) となる。原価の流れの理論の下では口別原価 (identified cost) と収益に対応せしめた原価との相違は、取得原価の変化したときも販売のときも利得乃至損失として必ずしも報告されない。税率の低減による節約や斯る節約に対する利子を除外すれば、棚卸資産評価のすべての方法は究局において同一の利益を齎らす。それで、原価の流れの理論は経済的には必ずしも妥当な方法ではないが、実態に一致させようとするれば財の物理的な流れの前提のもとに記帖さるべき筈の利得や損失の認識を変更させ、またそれによつて利益の認識を円滑ならしめるということになる。期間的に報告された金額としての利益は、それによつてより正確、有効に測定されるということは論議の対象と

なることを免れない。在庫の価額が、報告され若しくは将来報告されるべき会計上測定された利益によつて影響される場合には、確かに株式の売買者はその証券の保有について不均等な価額を支払い、または受取るという結果になる。原価の流れの方法のうち後入先出法と基礎在高法とは、分配可能利益という点からすればそれから可成り懸け離れていることとなる。というのは、口別の原価と実際に収益に賦課させた原価との間のギャップはこの場合最も大きいからである。現在は後入先出法乃至低価法（*cost or market, whichever is lower method*）の採用が推奨されており、利益を分配可能なものとみる見解が改められつつある。

現実において経験されているのは実際の財の流れであるから、原価は実際の財からかけ離れた対価（*considerations*）としての流れではないとして原価の流れの理論を排除する者もあるかも知れない。しかし、それはむしろ原価の流れを会計処理の合理化の一形態としてみるのである。これは必ずしも主観的判断とは無関係とはいえない。実際の財の流れを原価の流れの理論に移す場合、現実の物理的な経験から離れ、またそれとは別な、全く異種の利益測定（*an entirely different breed of income measurement*）がなされることとなる。

5

次に評価として低価法の利用を支持するため、現在とられている合理的な処置についてみる。貸借対照表に究局の目標をおくものからみれば、低価法は評価の保守的方法として支持される。しかし、損益計算書に重点をおけば、保守主義への訴えはその効果を殆ど失う。低価主義は期首と期末の棚卸資産に反対の作用をみとめるので、取得原価で一貫する場合と違って、或一営業年度の測定利益は実際に多くなる場合がある。低価主義が合理的処置として支持されているのは、棚卸資産の效用という点に前提をおいているとみられるのである。AIAの「研究公報」(AIA: Accounting Research Bulletin, No 29)によれば「棚卸資産の価格決定について原価主義からの離脱は、財の有用性が最早取得した時と同じでない場合に要求（選択すべきでないことに留意）される。」とし、更に「時価（*market*）なる用語は棚卸日における效用を指示するものと解釈せ

らるべきである。……」と述べられている。換言すれば、棚卸資産の有用性が低下したとき、時価で評価せらるべしとするのである。「研究公報」には特に棚卸資産の有用性なる用語の意味を述べていないが、販売による正常利益を実現せしめる企業の能力と推定される。販売価格に相応した棚卸資産価格の低減を前提として、棚卸資産の取替価格が低下したとき棚卸資産に潜在している利益も減少するものとしている。それ故、価格低下が生じた営業年度の収益に対して調整がなされなければならない。その結果、棚卸資産が売却された年度には正常な利益の報告が可能となるであろう。

会計上のルールが論理的帰結に従うものとするれば、甚だしく異常な状態は別として、棚卸資産の売却からは損失を生むことがないということになる。損失というものは、獲得と処分とが同一期間に行われる財の販売からのみ生ずるのである。棚卸資産の評価に伝統的に利用されている低価法を、このように理論づけするのは損益計算の観点に調和せしめているものというべきである。棚卸資産の時価低落の記入は、利益を分配可能なものとみる解釈を修正するためになされる。利益の認識の基準は、閉鎖された冒険事業の経験よりはむしろ経済上の順応主義 (economic opportunism) によつて形成されている。

また棚卸資産の時価の低落は、新たに品質低下 (physical deterioration)、減耗 (damage)、陳腐化 (obsolescence) とに分けられる。この三つのものについては財の物理的乃至経済的性質の変化を現わしている。物理的な変化に対して利益測定を修正することは、実際の財の流れの理論と一致する。すなわちその変化の生じた後に、いままでよりも少い実物の流れがあるからである。陳腐化は財の経済的性質を変化せしめるところのものであるが、低下した時価の認識は原価の流れの理論と一致している。低下した原価は販売価格に影響する時価に一層ふさわしいものとなるからである。

6

会計上の合理的な処理はまた、減価償却手続の修正を擁護する議論として現われた。それは収益に賦課される償却額を修正するために後入先出法 (LIFO method) が展開されるべきであるとする。すなわち、減価償却は取得原価で

なく、取替原価（replacement cost）を基礎としなければならぬという主張である。しかし、提起された変更を採り入れることには多くの難点がある。余り頻繁に行われない固定資産の取替は、却つて承認されている後入先出法の展開をより一層困難なものにする。償却費を取得原価ではなく取替原価に関係せしめることは、現在の状態の下において或場合には増加した富が利益として報告する必要なくして獲得されたことを意味する結果となる。これを行えば実現利益は過小表示され、したがつて秘密積立金を生ぜしむることとなり、それ故、分配可能という見地による利益はそれに応じて修正されることになる。

継続企業の公準（going concern postulate）若しくは企業永続性の原則（principle of permanence）を唱える者は、往々減価償却は取替原価を基礎とする論拠を支持する。この論拠として例えば次の如きものをあげることができる。もしも取替原価によらなければ

(1) 資本財の取替を目的とするところの購買力が個人的消費のために分配される。(2) 収益の減少にもかかわらず高率の課税は結果として部分的には資本課税（capital levy）のかたちで行われる。(3) 追加資本によらないで費消資本が補充（取替）されうる企業継続の期待に対して権利をもつところの企業資本の醸出者はその資本の不当な消滅（資本の食潰し）を見出すにいたるからである。（平栗政吉氏、会計利益と実質利益の問題——会計第65巻第3号）

要するに、利益が存在する以前に収益はそれに応じて費消された資産の取替のための手段を提供しなければならないという主張である。取替原価が増加するとき、それに応じて償却費も増加せしめられなければならない。利益はそれ故相対的に発生した原価の控除後の残余としての超過額ではなく、手許資産維持の手段がまず獲得され、その後の残余としての超過額と解することが必要となる。新規すなわち取替資産が、数量的には増加のないものとして、処分資産よりも高い価値のものである限り、その事実を利益として報告する必要なくして収益は企業を富裕ならしめうることとなる。償却費が取得原価を基礎とするときは、増大した取替価値はそれが収益に反映されている限り、普通にとりあげられ、慣行として承認されている実現した営業利益の含蓄的な部分（implicit factor）として報告される。この金額を切り離して資本利得とする

ことも考えられるし、何らかの方法で利益として報告すべきであるという者もある。ゴーイング・コンサーン概念に適用される合理的処置では、この事実の達成をさまざますべきではないとする。斯る利得（または損失）は尠くとも分配可能利益の計算上における含蓄的要素である。

これと同じ種類の思考が、棚卸資産の評価に関連した議論のなかに現われている。LIFO法において現実に実現した利益が、ときには報告できず、それによつて秘密積立金が会計に導入されうるような結果となる。

7

また例えば継続、各種の訂正、その他同種の項目について収益に対する期間的な賦課との関係において、合理的処置が利益の分配可能な見解の修正を妥当ならしめるために用いられる。

利益測定についての便宜的な且つ重要でない修正は、それをなすにあつて実利性を基準にして行わないこともある。実践的な事柄として、正確な費用配分を行うことが不可能でありまた多くの場合に費用が余り嵩んで実際に行い得ないことが屢々ある。それ故、理論的な要求に或程度背いても、結果として得た数字が最高目的に適つているということである。勿論、便宜性と非重要性にもとづく処置は、合理的な限界を超えて拡大せられてはならないことが肝要である。また、目的のためにはこれらの限界は他のものより一層狭く制限せらるべきである。しかし、原価の流れの理論と減価償却は取替原価に基づくべきであるとの理論は、違つた性質のもので、現在の思考方法にあつては異つた説明が両者の存在を明らかにするために求められなければならない。

AIAの「研究公報」(AIA: Accounting Research Bulletin, No.1)には会社の会計は企業の会社組織の作用の一形態として認めらるべきものであり、「会社組織の利用と会社がうけるべき統制は、その時々による変化を免れ得ない。最近の四、五十年において、会社組織の作用にみられる顕著な変化は、巨大にして複雑な、また多少とも永続性を帯びた企業の所有関係を融通性がありしかも容易に転換し得る形態に変える目的での組織の利用が増加しつつある。」「この発展は法律と会計の作用の必然的な利用となり、それは新たな統制を生み

出し、法律の改正と会計手続の反省を生ぜしめる結果となつた。」「研究公報」は更に次の如く述べている。「会計の領域の拡大の結果、継続して株主となっている者の立場よりは企業の株式の市場における現在の売買者の立場がより一層考慮されるようになってきた。この変化の重大性は未だ十分に認識されていない……、しかし実際に行われている限り、会計は当然それに注意を払わなければならない。」換言すれば、分配可能で実現の見解に立つ利益は修正を要求され、またそれ故に修正を受けつつある。

会計は目的概念である。しかも多数の目的が存在している。したがって、これらの目的は同種の資料の保有によつて必ずしも均等に役立ち得るものではない。目的は手段が判断される標識としてとられる。それ故、伝統はその統制力の一部を失い、また会計の論理的な基礎的な分析が重要性をもつにいたる。これについては、さきに述べた会計の合理的処置の若干のものについて説明をなしたところである。それらは目的の変化によつて種々な形態をとる。

永い期間に亘つて承認された会計は、取引上決定された資産と請求権（equities）との歴史的関係を示すものと考えられ、また利益も取引上完了せられた経験の手段を通じて獲得せられるものと考えられていた。この手続は引続いての継続的な所有者にとつて役立つものと思われていた。しかし取引上の経験と並行して経済的価値経験があり、この両者の間に屢々可成りの懸隔が存在している。

経済的価値経験と経済的価値状態とは、歴史的な取引経験よりも、経営の諸決定、市場における現在の株式の売買者（すなわち変動せる所有関係）、価格の決定、資金借入の諸目的にとつてはるかに重大である。しかし、伝統的な歴史的経験の中にとり入れられた会計上の合理的な処置による修正は、殆どまったくこれらの諸目的の要請に答え得ないであろう。それらは異つた資料の提示を求める。合理化された変化によつて修正された会計は、いずれの目的にも十分に役立ち得ないであろう。合理化された修正をとり入れるのではなく、われわれを圍繞する問題のその核心と本質に一致する調整を特になさるべきことが、会計をよりよきものたらしめるであろう。

附記—これは次の論文に負うところ大である。

G. R. Husband; Rationalization in the Accounting Measurement
of Income, The Accounting Review, July, 1954.